



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	基調報告 フランスの司法運営への市民参加
Author(s)	マッセ, ミシェル; MASSE, Michel; 白取, 祐司//訳 他
Citation	北大法学論集, 52(1), 184-216
Issue Date	2001-05-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15069">https://hdl.handle.net/2115/15069</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(1)_p184-216.pdf



## フランスの司法運営への市民参加

ポワチエ大学教授

ミシエル・マツセ  
訳 白 取 祐 司

はじめに

戦争は、——よく言われることだが、——軍人だけに任せておくには、あまりに重大なことからである。この表現を、司法にそのまま置き換えることはできないだろうか。つまり、職業裁判官だけに任せておくには、この任務はあまりに重要である、と。たしかに、司法は、「フランス国民 (peuple français) の名において」行われる。しかし、国民自ら司法に取り組む方が、より好ましいとはいえないか？

この問題の背景に、ある種の三段論法が潜んでいる。すなわち、民主主義において、国民は主権をもつ。裁判を行う（*rendre la justice*）ことは、主権に属する（民法典起草者のひとり、ポルタリスによれば、「主権の第一の負債（*dette*）」。ゆえに、国民は、裁判を行わなければならない。これについては、法律がそうであるように、選挙された代表が行うことも考えられなくはない。<sup>(1)</sup>しかし、より直接的に、つまり市民（*citoyens*）自身が司法作用に参加することで達成することも可能である。

フランス大革命は、一七九〇年、民主主義イデオロギーのゆえばかりでなく、プロの司法官の復活と職務が金で購われることへの危惧から、裁判官を選挙で選ぶことを決めた。<sup>(2)</sup>だが、このシステムは、すぐに捨てられた。しかしながら、非常に強い専門性をもつ特別裁判所、とりわけ商事裁判所、労働裁判所など幾つかの裁判所に、当時の痕跡が残っている。これらの裁判所では、市民のみが、あるいは市民が職業裁判官とともに、裁判を行う。その市民は、組合またはその他の職業団体組織が一定の役割を果たす方法によって、選出される。同時代の一七九一年、陪審に関するイギリス・モデルが、重大刑事事件の訴追と裁判について採用された。今日、三人の司法官とともに重罪院を構成する、抽選で選ばれる九人の陪審員というかたちで、残っている。

刑事の領域では、ほかに注目すべき特別な制度がある。

ひとつは非常に古典的なもので、犯罪被害者に、損害賠償請求を刑事裁判所に提起することを許す「私訴」に由来する制度である。実際、この被害者は、さらに（刑罰の適用のための）「公訴権」を開始させる権限を有し、検察官と競合的な地位に立つ。したがって、検事局と呼ばれるこの司法官組織は、訴訟を開始する権限をもつ唯一の機関ではない。ここが行動を起こさない場合、被害者は、検事局に行動を促すことができる。この権限は、個々の市民に与えられたものだが、同様に、集団の利益を擁護するために各種団体によって行使されることもある。

他の特別な制度は、ずっと新しいそれである。そこに見出されるのは、裁判所とは競合せず、むしろ裁判所を補完するために関与する数多くのアソシエーションである。それらアソシエーションの役割は、裁判官の介入の前段階に、介入と併行して、または介入の後に存し、あるいはまた裁判官の代わりとなることもある。これらのアソシエーションは、「市民社会」(la société civile)を代表しており、市民(または他の法人)を結集し、その市民らのイニシアティヴで構成され、公的資金援助の必要から地方レベル、あるいは全国レベルの行政機関に依存関係が生じている場合でも、団体の作用に関しては非常に大きな自治権を享有している。フランスでは、二、三〇年ほど以前から、数多くの団体が実に活発に、「裁判所」とは区別された「和解所」(maisons de justice)において、諸々の活動に参加するという、ある種のムーブメントが起こっている。それらの諸活動とは、「法へのアクセス」(accès au droit)、「迅速調査」(enquêtes rapides)、「社会教育的司法上の統制」(contrôle judiciaire socio-éducatif)、「調停」(médiation)、「和解」(conciliation)、「受刑者の家族の受入」、「刑務所の出所者の支援」等である。これらの諸活動のあるものは、まったくのボランティアであるが、その場合でも、これに携わる市民が研修を受けることは、妨げられない。しかし、これらの団体は、同時に、(団体の)イニシアティヴで、または裁判所の委任(mandat judiciaire)を受けて関与するソーシャル・ワーカー、または教育に関わる専門家に給与を支給する。

このような発展は、しかし、刑事に特有なものではない。実際、他の領域においても、調停や和解の活動が、職業裁判官ではない関与者によって行われている。とりわけ、家族または少年保護の分野が、これにあてはまる伝統的に際だつた分野であり、訴訟外では、諸団体の多数のイニシアティヴによって、訴訟内では、たんなる市民に裁判行為にまで関与させることを可能にする(刑事に関する管轄権をもつ)少年裁判所の構成によって、参加が実現されている。

本報告において、「市民」(CITOYEN)とは、警察官でも、裁判官でも、弁護士でも、書記官でも、司法に直接的な

役務を負う他の専門家でもない人々をいう。それゆえ、これらの人々「市民」は、伝統的な意味での、いわゆる「司法の補助機関」(auxiliaires de justice)とみなされることは、ありえない。ただし、彼らは、司法の補助機関の活動、任務に参加する。「市民の」ある者は、国民の代表という資格のみにもつぎ、<sup>(3)</sup>選ばれ、あるいは任命され、他の者たちは、特定の領域における能力のゆえに、またはある社会的・専門的範疇に属していることを理由に、選ばれ、任命される。

司法内部の、あるいは司法環境における彼らの存在は、民主主義のある種の概念をあらわしており、この観点からすれば、組合や各種団体などの集団の果たす役割を概観することは重要である。同時に、彼らの存在は、裁判官に対するある種の不信、または裁判官の不十分さに関する考慮をあらわしている。いずれにせよ、彼らの権限、とりわけ彼らが被害者である場合の、その独立性の問題が生じる。

「司法の機能」は、第一に、当然のことながら、裁判行為そのものを指す。フランス法は、職業裁判官の脇に、そしてしばしば職業裁判官なしに、少なくとも第一審について「臨時の」裁判官を認めている。

しかし、本報告は、その先まで扱う。本報告は、司法作用のほか、市民が司法制度にもたらしうる役務 (services) についても検討する。その役務には、裁判官のイニシアティブまたはコントロールのもとで行われるものもあるが、厳密な意味で裁判上の争訟といえない紛争解決方式への関与も含まれる。ここでの我々の関心は、裁判官が外部の人々に役務を依頼することができ、それによって裁判官は特別の専門性や補充的役務を手に入れることができるといった、結局のところ陳腐な確認をしようというのではない。そうではなく、主導権が、裁判官など上からではなく、非営利団体など、下から発生し、行政当局や法律は下から生まれた実務を追認するだけ、といった現代のムーブメントを明らかにすることこそ関心事なのである。

しかし、さらに、方法論的にはより難しいことになるのだが、我々はさらに、犯罪被害者としての市民も扱おう。彼ら

は、フランス以外の国では、司法官または警察に留保されている刑事手続の開始権限につき、一定の役割を行使しうることになっている。

本報告は、内容の異なる二つの部分から構成される。第I部では、市民たる裁判官の主だったプロフィールを、かなり詳しく扱う。次に第II部では、我々は、司法の機能に関する市民参加の他の二つの形式について、より簡潔に扱うことにする。ひとつは、司法に近接した領域で、市民が裁判官を援助する形式であり、もうひとつの形式は、市民が、公訴権の行使について裁判官と競合するものである。

## I 市民裁判官の主なプロフィール

最もよく知られた例は、もちろん、重罪陪審員である。しかし、市民裁判官の例は、他にもある。すなわち、職業的性格を帯びた例として、商事裁判所、労働裁判所、農事貸借同数裁判所 (*tribunal patricien des baux ruraux*) があり、また、強い専門性を有する能力による例として、少年裁判所、社会保障事件裁判所がある。それらの裁判所の思想的基盤を理解するために、それぞれの起源に注目しながら、簡単に各裁判所の相違を描き出してみよう。次に、より技術的な問題になるが、非職業的裁判官が存在することで生じる二つの問題、すなわち、彼らの任命と配置について言及することにしよう。

### A-1 起源

重罪院 (la cour d'assises) (刑事訴訟法典〔以下、C P Pと略称〕二二二条以下) は、最も重大な犯罪、つまり重罪 (crimes) について裁判権を有する刑事裁判所である。重罪院は、「主権という極限と絶対の魔術に覆われている」<sup>(4)</sup>、と言われる。というのは、この重罪院は、三人の職業裁判官 (裁判長および陪席裁判官) (二四三条によれば、固有の意味の法廷を構成する) および「市民から構成される」九人の陪審員から成る陪審 (C P P二五四条) によつて編成されるからである。<sup>(5)</sup>

陪審は、一七九一年九月一六—二一日法によつて、革命期のフランス法が導入したものである。この法律は、イギリス法に精通しこれを称揚していたヴォルテールの影響を受けたものであつた。実のところ、同法は二つの陪審、すなわち起訴陪審と審理陪審を設けた (各県に創設された重罪裁判所の中に)。前者の陪審は、一八〇八年以降消滅する。この年、重罪裁判所 (tribunal criminel) は重罪院に変わった<sup>(6)</sup>。陪審員の数は、変化している<sup>(7)</sup>。一八〇八年に二人だつたのが、一九四一年に六人、一九四五年には七人、そして現行刑事訴訟法典 (一九五九年) 以降は九人になつた。この変化は、フランス法の風景には伝統的であるため、誰も廃止を考えたことのないこの陪審制度に、実はある種の不安定さがあることを示している。

「重罪院の擁護者は、陪審員こそ、日常性の畏から自由であるが故に、臨時的な裁判官ではあるが、より注意深い裁判官、より良心的な裁判官であると考える。陪審員は、公的自由の守護者ともいわれる。職業裁判官が政府から任命され、しばしば勇氣を欠くのに対して、陪審員は、権力から独立している。陪審員は、ふつうの市民の言葉で話す。刑事司法と世論の接触は、両者の乖離を防ぐのに役立つ。陪審は、その判断を通して、法文の有用性、根拠のある種の基準 (etalon) となり、また法改正の必要性の基準ともなる。重罪院および陪審に敵対的な者は、陪審員が法準則にあまりに無知であり、鑑定報告書を理解するにはあまりに素人であり、法廷用語を理解するには、しばしばあまりに単純であ

ると考える。また、彼らによれば、陪審員は、才能ある弁護士の影響をあまりに受けやすく、あるいは逆に、弁護士の職務に無頓着で、マスコミの言説に影響を受けやすい、自分の職業または犯された重罪に対して偏頗であり、同様にまた移り気であり、同じ陪審が厳しい日もあれば、翌日には寛大だったりする。重罪院の進行次第が、重要であるとしても不公平な要素となる。真実は、たぶんその中間にあり、ある陪審員たちは模範的に職務をこなし、他の陪審員たちは、ひどく不十分にしか職務を行わない（抽選は、この職務の行使に実際には向かないある種の陪審員たちを採用する危険性を増幅するだけだった）。しかし、ひとつ確かなことがある。フランス人は、重罪院およびその象徴性に強い愛着をもっている。重罪院は、いわば不可侵のものである<sup>(8)</sup>。

市民の存在は、ほかに、6種類の裁判所にもみることができる。そのうちのひとつ、少年裁判所は、重罪院と同じく刑事裁判所である。少年裁判所は、一八歳未満の少年が犯した第五級の違警罪および軽罪、また一六歳未満の少年の犯した重罪を裁判する権限を有する<sup>(9)</sup>。一九一二年に、少年の刑法、刑事訴訟法を普通法から分離させる最初の表れとして創設されたこの裁判所は、一九四五年以降、次のような構成をとることになる。まず裁判長である少年係判事とたんなる私人である二人の陪席裁判官である（裁判所構成法「COJ」L五二一条以下）。

この場合の着想は、一七八九年の革命のアイデアに由来するものではない。参審制にすることの決定は、終戦の数年前の一九四二年に、軍事的占領と、国家と市民社会の諸関係の組み替えに好意的な「道徳秩序」(ordre moral)の文脈でなされた。しかし、この少年裁判所の起源は、一八世紀末および一九世紀の博愛主義運動に求めることができる。当時の運動においてすでに、少年の保護と少年犯罪との闘いのために、裁判官と「庶民」(Juries)が結びつくべきことがいわれていた<sup>(10)</sup>。一九一二年当時、「少年および青少年」裁判所は、職業裁判官のみによって構成されていたが、すでにその手続においては、少年保護に携わる市民、すなわち報告者 (rapporteur) や監督代理人 (délégué à la surveillance) に

開かれていた。報告者は、予審判事に任命された。その役割は、少年から事情聴取し、あらゆる情報を集め、同時に少年の利益に必要なあらゆる調査を行う。判決後は、監督代理人が、少年係判事の監督の下アメリカのプロベイションから示唆を受けた、いわゆる監視付自由 (*liberte surveillee*) 「保護観察」の処分の責任者となる。一九四二年から一九四五年にかけて、市民が裁判官の機能を果たすよう要請されることにより、また新たな一歩が記された。

多少とも際だった職業的資格をもつ、市民が裁判官席に就く裁判所として、以下の五つの裁判所がある。

——非常に明瞭な例として、商事裁判所がある。この裁判所は、原則として、その職業に関わる知識があるとされるが、実際には、和解を追求するのに適するという理由から、商人である裁判官によって構成されている。イタリアの共和制商業都市国家 (*Republiques marchands italiennes*) (ジェノヴァ、ヴェニス) の「商事裁判官」 (*juges consuls*) を継承したこの裁判所は、「商事裁判所」 (*juridictions consulaires*) の名前で、すでに一四世紀には存在していた。この裁判所は、革命によっても維持されたアンシャン・レジーム時代からの唯一の裁判所である。何故維持されたかという点、後にみるような選挙という裁判官の構成の方法は、一七八九年の理想に合致するものだったからである。<sup>(11)</sup> 近時間点も指摘されているが、商人間の取引上の紛争、商社会社の社員間の係争、会社の更正および裁判上の清算、そしてすべての商行為について裁判する (C.O.J., L四一一―二条以下)。

——次に、労働に関わる紛争のための特別裁判所である、労働裁判所 (*conseil des prud'hommes*)<sup>(12)</sup> があげられる。その起源については争いがある。ある論者は、革命期に廃止されたアンシャン・レジーム時代の同業組合裁判所 (*juridictions corporatives*) が、リヨンの「絹織物業者」<sup>(13)</sup> の要求を受けたナポレオンにより復活させられたことをもって起源だと考える<sup>(14)</sup>。今日の史料編纂の成果によれば、むしろ「革命期の遺産によって、本質において和解と取締りの雇用者側の制度であったものを、——雇用者と被用者の代表者で構成される——同数裁判所に一新し、労働裁判所に労働者と革

命の成果としての顔を与えた際だった<sup>(15)</sup>「発展」がその起源だとされている。

この最後の論者によれば、制度の起源は、同業者の伝統的職能団体に求める必要はなく、むしろ「中世の」商事裁判所の流れの中に、言い換えると組合主義的環境の中に求めるべきだという。すなわち、「銀行家たちをして、商業上の紛争の解決のため商事裁判所の設立を要求するように促した同じ必要が、再び彼らをして、彼らの被用者 (Employees) との紛争を解決するための、特別裁判所の創設へと向かわせた。何故なら、彼らは商人ないし銀行家であると同時に、実業家にもなったからである<sup>(16)</sup>」。しかし、一八〇六年にリヨンで再びつくられ、次いで他の多くの工業都市でもつくられた制度は、革命の理念、とりわけ一八四八年革命の理念によって大きく変えられ、同数構成となった。すなわち、「経営者」と「労働者」を同数、隣に着席させることとなった（以前は工房の長しか選ばれていなかったが、たんなる労働者も含まれた）。その後の数十年、誕生した資本主義は、その活動範囲を強固にし、拡張するために、労働裁判所の選挙を支持した（後にみることにしよう）。

今日まで、労働裁判所は、幾度も改正されてきた（一九七九年、一九八二年、および一九八六年）。しかし、選挙による参加が非常に弱いという理由と、他の理由とが相まってもたらした危機を乗り越えるために、立法改革が幾度も行われてきたが、なお十分ではないように思われる。それでも、この裁判所は、労働契約から生じるあらゆる紛争にまで——以前はストライキ行為やその他の集団の争いに管轄権がなく、個人間の紛争だけだったのが——管轄権が拡張されたが、それらの紛争の和解（判決裁判所が形成される前に、和解事務所が関与することになる）のために構成された、非常に独創的なものである。

——農事賃貸借同数裁判所は、土地所有者または農地経営者が定額小作人または分益小作人（賃借人）に経営のため、土地を貸与する農事賃貸借契約から発生する紛争のみを扱う裁判官たちによって行われる。先に述べた「他の裁判

所の」すべての例との関係でいうと、農事賃貸借同数裁判所の起源は新しい。というのは、同裁判所は、(ドイツ占領中の) ヴィシー政府以前には、非常に同業組合主義的なイデオロギーを伴ってはいなかった。しかし、「土地所有者の影響から農民を解放する」ことを提案する「小作関係規則」(statut du fermage)<sup>(17)</sup>の施行(一九四六年四月一三日)のときにも、「ヴィシー時代につくられたこの」制度はなお残った。<sup>(18)</sup>今日、裁判所構成法14四四—一條以下によって構成された同裁判所は、契約の社会・職業的な二つの範疇、すなわち賃貸人と賃借人の代表者から成る。この裁判所の存在は、農地賃貸借契約から生じるすべての紛争について管轄をもつわけではなく、とりわけ、土地整備農地創設会社(S.A.F.E.R.)の関与によって団体的規模になる紛争について管轄がないため、しばしば批判される。個人の関係だが集団的關係ではない点は、労働裁判所との近似が認められる。

——最後に、社会保障事件裁判所について言及する必要がある。この裁判所も、その起源は新しい。これも第二次世界大戦のときだが、しかし(少年裁判所や農事賃貸借同数裁判所と異なり)戦争が終了した後の、連帯(solidarité)の大運動が、その成果のひとつとして、社会保障を生んだ時期に起源がある。同数制(使用者と被用者の代表者)をとっている社会保障事件裁判所への市民参加自体、この運動から生まれたが、同時に、紛争のある部分の特殊性および(医学的)技術性も、市民参加に影響を与えた。社会保障事件裁判所は、現行の名称および組織になったのは一九八五年立法からなのだが、他方で、同様に、同数であるが医師の介入も認める「技術委員会」を兼ねているのである。<sup>(19)</sup>

結論として、非専門家である裁判官の任命の理由は、歴史的にまちまちであることが分かる。重罪院については、純粹にイデオロギー的理由であるが、少年裁判所に関しては、「少年事件という」紛争に陪審を適合させることの追求が理由であった。この同じ適合の追求に、他の裁判所の場合には、和解(conciliation)<sup>(20)</sup>の意思が伴う。そのうちの少なくとも二つの裁判所(商事裁判所および労働裁判所)は、ほかに、一七八九年と一八四八年の革命による民主主義が刻印

されている。ここでは、裁判所を構成する裁判官は選挙で選ばれるが、これは農事貸借同数裁判所でも同様である。

## B—任命と枠付け

フランスの支配的モデルである、(資格、試験等の)能力基準にもとづいて選別されるキャリアの裁判官制度から離れて考察する場合、二つの問題が生じる。その第一は、市民全体の中から、または彼らの属する社会的・専門的なカテゴリーの中から、どうやって裁判官を選ぶかであり、第二の問題は、法の専門家たちによって彼らをどのように配置するかである。

### 1 任命 (Designation)

次の三つのシステムがある。古典的な抽選、民主的な選挙、そして慎重な任命 (nomination) である。

市民が抽選で選ばれて構成される唯一の裁判所は、重罪院である。この陪審員の選別は、選挙人名簿にもとづいて、一九七八年以降行われるようになった、一連の抽選の結果である。(その以前は、各市町村の長が、裁判を行う資質があり、判断において節度のある名望家で、過半数は男性が占める名簿を作成した。必ずしも民主主義的ではないこの解決は、少なくとも、それぞれの重罪院の等質性を確保させた)。そして、この時以降、刑事訴訟法典二五五条(二五歳以上で読み書きができること)、同二五六条(民事的に無能力ではないこと、一定以上の刑罰に処せられたことがないこと)、そして同二五七条(一定の公的地位に就いていないこと、また司法関係の職に就いていないこと)の要求する

諸条件を満たしていることの確認の後、十分な数の名前を含む第一次名簿、いわゆる年間名簿を編成するために、数回の抽選が行われるようになる。

この年間名簿にもとづいて、第二次名簿、いわゆる開任期名簿が作成される。この名簿は、三五人の有資格者の名前と、一〇人の予備員の名前を含み、その全員が各事件の最初に召喚される。そのときに、重罪院裁判長によって、いわゆる判決陪審を構成するための最後の抽選が行われる。この判決陪審は、九人の資格ある陪審員と、さらに、予想される公判の期間にに応じて一人または二人の予備陪審員を擁しなければならぬ。抽選の際、訴追側四人、弁護側五人までの忌避が可能である。すなわち、一定数にいたるまで、抽選で選ばれた陪審員は、理由を付さずに排除されるのである。

選挙は、商事裁判所、労働裁判所、そして農事貸借同数裁判所の各裁判官の任命について、行われる。

商事裁判所の構成員は、今日、二段階システムによって選ばれる。すなわち、第一に、「選挙代理人」(delegates or nominees)が選挙で選ばれる。次いで、選挙代理人が、その他の者と集まって、裁判官を選挙する。単純化していえば、商業に関するすべての職業人が選挙代理人の選挙に参加する。裁判官の選挙については、選挙代理人のほか、商工会議所および商事裁判所の現職構成員からなる選挙人団が構成される。ただし、この選挙人団には、これらの組織が選挙人名簿に残すことを請求した旧構成員も加わる。選挙されるためには、三〇歳以上で、五年以上商人であって、裁判上の更生または清算の対象となつたことのない者でなければならない。

労働裁判所は、農事貸借同数裁判所のように、同数裁判所である。したがって、選挙は、二つの同職者ごとに組織される。すなわち、前者の裁判所の場合、使用者と被用者であり、後者の場合は、貸借人と賃借人である。これらの選挙は、一段階のみ行われる。労働裁判所については、投票方法は、雇用者および被用者を最もよく代表する組合によつ

て作成された名簿の冒頭に、選挙される者が掲載される比例代表制を採る。労働裁判所の裁判官に選ばれるためには、二一歳以上であれば足りるが、同時に定年退職者を選ぶことも可能であり、また事例も多い。農事裁判官に選ばれる最少年齢は、二六歳であり、さらに五年以上にわたって貸貸人または賃借人の資格を有していなければならない（商人に關して同様に存在する、職業についての年功 [ancienneté] の条件である）。

残り二種類の裁判所においては、市民は任命される (nommés)。少年裁判所の裁判官席に座る者「市民」は、控訴院主席裁判長によつて作成される、少年問題について能力と関心のあることが認められる三〇歳以上の者の名簿の中から、司法大臣によつて任命される。社会保障事件裁判所の裁判官席に座る者は、使用者および労働者を最もよく代表する団体に比例するように、国家の代表者によつて作成される名簿にもとづいて任命される（使用者または労働者側の団体が、直接選挙人に投票名簿を提示する労働裁判所の任命の場合との違いである）。

## 2 枠付け (Encadrement)

市民裁判官は、調停役として位置づけられ、公正な裁判をするよう方向づけられているが、しかし、法律あるいは法律に習熟している者を排除しては存在し得ない。そこで立法者は、一方で、臨時の裁判官「市民」の長所と考えられる特定の職業分野、または裁判の対象となる一定の範疇に属する正しい知識と、他方で、法的能力およびキャリア裁判官の手續上のノウハウを結合しなければならない。この結合は、しばしば、裁判所の構成、機能についても「水平的」に検討される。いずれの場合も、この結合は「垂直的」にも考察される。何故なら、本報告で取りあげるすべての裁判所は、第一審裁判所であり、そして、不服申立があれば、事件は直ちに職業裁判官のもとに移されるからである。

「水平的」に用いられるテクニクというのは、以上の六つの裁判所のうちの四つで用いられているもので、「参審制」(échevinage)とてい、職業裁判官と臨時の「市民」裁判官で裁判官席を構成するものである。

二つの刑事裁判所がこれにあたる。重罪院においては、陪審員の数およびその自立性は、三人の職業裁判官との関係で、何度も変わった。当初、陪審のみで事実および罪責について評議を行い、(狭義の)法廷は、国民「陪審」のただし結論から法的結論(無罪または有罪、刑の重さ)を導かなければならなかった。一八三二年、陪審は、減輕事情を認める権利を獲得し、そして一世紀後の一九三二年、裁判官とともに量刑に参加する権利も手に入れた。しかし、一九四一年から一九四五年にかけて、陪審はもはや単独で職務を遂行することはなくなった。すべての評議は、一二人(九人の陪審員と三人の裁判官)で行われた。両者の協働が一般的となり、参審制は決定的になった。だがしかし、(有罪や刑の選択など)被告人に不利益な決定はすべて、少なくとも八人の賛成が必要とされているが、この数字は、陪審員の絶対多数(九人のうち五人)が決定に賛成であることを保障しているのである。少年裁判所の構成については、一九四五年以来変わっておらず、ひとりの裁判官と二人の市民参審員からなる。したがって、市民が過半数を占める。

民事裁判所の中では、農事貸借同数裁判所と社会保障事件裁判所が、共通に同数制と参審制を採っている。この二つの裁判所は、市民の陪席裁判官に両サイドから囲まれた職業裁判官によって審理が進められる(前者の裁判所については、小審裁判所裁判官、後者の裁判所については、大審裁判所裁判官または名誉裁判官)。したがって、この二つの場合ともに、裁判所は、奇数の裁判官によって構成されることになる。

のこる労働裁判所と商事裁判所は、職業裁判官をひとりも含まない裁判所である。アプリオリに選任された市民だけで、裁判することになる。しかし、労働裁判所については、事態はそう単純ではなく、また、商事裁判所に関しては改革が現在進行中である。このうち、労働裁判所については、見ていくことにする。この裁判所は、完全に同数原則に

もとづいて構成されている。その結果、(使用者と被用者の)裁判所の構成は、偶数になり、一九〇五年以来、裁判長は影響力ある投票権をもたなくなつた。ただ、投票権を平等に分配することには、危険もある。それは、社会的緊張が次第に高まつたような時代にあつては、それぞれの立場がはつきり固まつてしまつてしまつて<sup>(21)</sup>いるからである。この隘路を解決するために、審理裁判官が「裁決者」として介入する。この審判のときに、ひとりまたは複数の「労使代表の」裁判官が欠席したときは(実務上次第に増加している)、審理裁判官は単独で裁判することができる。

商事裁判所は、同数裁判所ではなく、原則として三人の裁判官で構成される。審理のため四人目の裁判官が加わる必要があるときは、裁判長の一票が優先した。ここ二世紀以上にわたつて、これらの準則は、商事裁判所を、職業裁判官を完全に排除した唯一の裁判所にしてきた。しかし、このような状況は、終わりを告げようとしている。というのは、近年、商事裁判所は、幾つかの公式の報告書によつて、厳しく批判されているからである。とくに批判が強いのは、困難を抱えた企業に介入することである。すなわち、それらの会社への厳しすぎる経済的評価がなされ、それがそのまま、システムティックに会社の清算を導いてしまう問題が指摘される一方で、汚職の存在もしばしば指摘された。現在、改革が検討中であり、二〇〇一年一月から施行されるために、二〇〇〇年初めに投票が行われたはずである。政府案によれば、各商事裁判所において、ひとりの職業裁判官と二人の任命された裁判官から成る「混成部」(chambres mixtes)が設けられることになる。この部は、ある範囲の紛争(集団訴訟、価格競争、会社契約、金融証書)について管轄をもつことになる。しかし、——強い不満をもつ商事裁判官との交渉の結果として——それ以外の領域の紛争については、選ばれた裁判官のみで裁判をし続けるであろう。したがつて、部分的ではあるが、参審制は、現在まで距離を保つていた裁判所をひとつ手中にしたのである。その他の改正点をあげておこう。二段階制を廃した直接投票制(換言すると、選挙代理人の廃止)、被選挙人の年齢の上限の設定(六五歳)、交渉のその他の結果として控訴院商事部における商

事裁判官の立会、などである。

「垂直的」な面では、市民に開かれているすべての裁判所は、第一審であることが指摘できる。古典的には、「控訴」<sup>(22)</sup>によって、紛争は職業裁判官のみから構成される通常の裁判所（控訴院）の前に送られる。その結果、当事者の一方が不満の場合、訴訟の第二段階が開始されると同時に、厳密な意味で法的な議論を援用することが、つねに可能になる。だがしかし、これも幾分古典的問題だが、重罪院の判決に対する控訴は許されず、可能なのは破棄申立のみであった。しかし、二〇〇一年から二〇〇二年にかけて、この最もシンボリックな問題について、重要な風景の変化が訪れようとしている。まず、すでに言及した商事裁判所の改革がある。この改革により、フランス史上初めて、控訴院の中に選任された商事裁判官がおかれることになる。これにより、参審制が第二審に実現する。次に、最近の法律で、「無罪の推定と被害者の権利を強化する」二〇〇〇年六月一五日法がある。<sup>(23)</sup>同法は、二〇〇一年一月一日から、重罪の公判手続を、かなりの程度改正するものである。これまで、重罪院に市民の陪審員が存在することから、市民の代表を含まない別の裁判所（控訴院）に上訴することは許されない、と考えられてきた。「重罪という」最も重い犯罪について、このような矛盾した状態があり、二審制「上訴権」を人権として保障している国際準則に適合していると言いがたいものがあった。<sup>(24)</sup>長きにわたる躊躇の後、<sup>(25)</sup>「迂回した」(fourrant) 上訴の原則が採用された。これによれば、九人ではなく、一二人の陪審員で構成される別の陪審院に上訴することが認められた。結局、抽選で選ばれる最もふつうの市民が、一審同様、第二審でも裁判官になる。ただ、——第二審の裁判所は上訴審ではないので——上訴審裁判官になるわけではない。一二人の陪審員は、九人の陪審員のとった判断を見直すことができる。ただし、上訴申立の係属するこの裁判所は、参審制のままである。

## II 司法の機能に対する市民のその他の参加形態

フランス手続法および司法との関係における市民の地位に関して、別の二つの側面を取り上げ明らかにしよう。

第一に、市民裁判官とはいえないが、市民の裁判補助者についてである。「裁判補助者」(auxiliaires de justice)という表現は、非常に古典的な意味で用いられる。その意味する対象は、書記官、警察官、司法行政官、弁護士、執行官……これらは完全に司法に結びついた職業であり、したがって本報告では扱わない。しかし、ここ二、三〇年ほど以前から、退職者、ソーシャルワーカー、そしてしばしば、幾ばくかの研修を受け諸団体の一員として活動する一般市民などが主体となった新しい活動が現れたことは、注目される。こちらの方は、われわれの関心事である。刑事法以外のところに現れたこの動きは、今日「準司法」(la justice de proximité)と呼ばれるものの普及とともに拡がっていった。その原因は多数あり、相互に絡み合っているが、簡単にまとめると、伝統的司法の危機、国家活動の分権化、被害者に対する新しい態度……などである。

しかし、被害者に対しては、フランス法はつねに、他の多くの法システムと比べ、刑事手続上よりよい地位を与えてきた。非常に古典的なことだが、——この第二の点は別段新しいことではない——被害者は、たんに損害賠償の訴え(「私訴」)を刑事裁判所に提起できるだけでなく、刑事訴追(「公訴」)そのものについても、一定の役割をはたすことができる。確かに、犯罪の被害者であるすべての市民は、刑事司法の運営に参加できないにしても、少なくともその開始に関わることができる。それは、実は関与以上の役割で、裁判を制御するほどのものである。この役割は、民事裁判では、およそ当たり前なことである。民事では裁判所自ら手続を開始することはできず、つねに原告が「始動」しなければならぬ。これに対して、刑事司法において、被害者のみならず、被害者団体が検察官と競合した役割をもつと

いうのは、非常にオリジナルな制度といえよう。

### A—準司法裁判補助市民

ここでは、なおあいまいな領域である固有の準司法「司法の周縁」領域に入った検討をするため、裁判行為 (*acte judiciaire*) と呼ばれるものから離れることにする。<sup>(26)</sup> まず、この表現で使われる「司法」という言葉は、かなり広い意味に解釈されなければならない。何故なら、現実の問題になるのは、より正確には、「紛争解決についての非裁判上の方法、——『和解的方法』ないし『代替的方法』と言われている——」だからである。<sup>(27)</sup> ここに、柔軟(「柔らかな」司法といわれる。だが、「決着をつける」ことなく紛争を終わらせる方法は、紛争の「平和的」解決の名で、国際法の分野ではずっと以前から登場していたことではなかったか?)、迅速、身近で市民に近づくことを目指すメカニズムがある。あるときは裁判官に依存しながら、またあるときは多少とも自立的に、司法の周辺で活動を行う。「準」近いところ」(*proximité*) という言葉は、とても表現に富む言葉である。何故なら、このムーブメントの特徴のひとつが、「市民」社会、すなわち非国家的団体を関与させることだったからである。フランスでは、とりわけこのような団体の諸活動は、つねに大変充実している。さらに、この種の市民の接近は、八〇年代の終わり以降、「和解所」(*maisons de justice et de droit*) の開設によってより具体化された。この和解所は、裁判所とは離れて、大都市のなかでも、いわゆる貧困地区に設けられる。一九九九年六月二三日法(裁判所構成法七一一一一一条)によって承認されたこの和解所は、「法へのアクセスを容易にすること」、「犯罪の予防と被害者の援助」を追求すること、「刑事処分に代わる処分および紛争の和解的解決のための諸活動を受け入れること」をその任務としている。

このムーブメントが生まれたのは、一九七五年から一九八五年にかけてであった。日常の司法は、危機に瀕していた。裁判所は、不渡り小切手の振出し、交通事故、離婚、少額の財産犯などの「大量」の紛争によって、溢れかえっていた。都市の犯罪が増加し、薬物の使用に関連する諸行為が広く処罰されたことも、この傾向に拍車をかけた。ある種の都市型暴力が、経済危機の影響を強く受けた界限に少しずつはびこるようになる。かつては、初発的または病的であった少年犯罪は、排除型犯罪 (*délinquance d'exclusion*) に変わる。治安悪化は、重要な政治課題となった。かくて、個別化 (*individualisation*) を目的とした個別的介入に依拠する刑事司法は、失敗したようにみえる。その失敗が強く感じられたのは、一九四五年二月二日のオルドナンス「少年法」に盛り込まれた希望の存する少年の分野であった。被害者に関する、ある新しい観点が採用される。六〇年代のアメリカにあらわれた変化で、日常的な小さな暴力事件の被害者、交通事件の被害者、あらゆる形態の性犯罪の被害者など、どのような被害者であれ、その観点は用いられた。同時に、一九八一年法によって口火を切られた地方分権化政策の結果、犯罪予防は、都市の政策または協定を策定する際の、地方公共団体の関心事になった。

司法は、新たな立場にたたさされている。とりわけ刑事司法は、これまでは完全に国家と犯罪者の対立を軸に構成されており、警察関係者と社会・教育関係者の二人のパートナー (*partenariats*) (この表現は、まだ余り用いられていない) 以外は、ほとんどこれを活用してこなかった。刑事司法は、今やあらゆる種類の「中間団体」(*corps intermédiaires*)、たとえば、被害者、家族、共同体、アソシエーション等<sup>(28)</sup>を出現させている。新しいイニシアティブのほとんどすべては、そこに由来する。この市民社会に扉を開くことは、失われた効率性を追求するため、可能であり、また必要なものであった。この狙いが、予算をかけずに裁判所を活性化することである点は忘れてはいけない。「このような手続のアプローチの関心は、古典的な裁判所への訴えを予防することであり、原告になったかもしれない者の合意を得、時間と費用の

節約をもたらすことである<sup>(29)</sup>」。

多くの（多すぎる？）新しい方式、多彩なイニシアティブが、和解所の内ないし外のあちらこちらで、どのようなものにして、準司法の理念のもとで展開される。以下では、裁判官の直接の補助者か、間接の補助者かを区別して、検討しよう。

## 1 直接の補助者

この項では、まず、普通法裁判所による和解のあいまいな伝統について、取りあげる。和解 (conciliation) は、裁判による救済を避けるため、妥協することにより、当事者が合意して各々が要求の一部を放棄すること、と定義することができる<sup>(30)</sup>。すでにみたように、和解の追求は、市民による裁判官を含む幾つかの裁判所の特徴のひとつであった。それはまた、一七八九年の革命により、各小郡 (canton) に設けられた治安判事 (Juge de Paix) の本質的任務と同じであった。しかしこのような実務は、工業化ないし都市化された社会の発展とともに、次第に消滅していった（治安判事は、一九五八年に廃止され、呼称としてずっと技術的な、小審裁判所裁判官 (Juge d'instance) に代えられた）。すべての司法裁判官（新民事訴訟法典二二条）、行政裁判官（行政裁判所法典三条）に対して、また手続の全段階について今なお和解が勧奨されている。しかし、フランスでは裁判官による和解が、あまり発達してこなかったことは確認しておく必要がある<sup>(31)</sup>。

そこで立法者は、裁判官と多少の結びつきはあるが、それとは離れたところで和解の実践を試みた<sup>(32)</sup>。民事の、次に刑事の些細な紛争に関して「勸解人」(conciliateurs) が任命された（一九七七年には四つの県で実施され、一九七八年お

よび一九八一年のデクレで一般化され、一九八七年および一九九三年の新しい法文によって再活性化された<sup>(33)</sup>。勸解人は、小審裁判所裁判官の係属を避けることを可能にする。そして、一九九五年二月八日法以降は、新民訴訟法典二一条に規定された和解を裁判官の地位と名において行うため、「小審裁判所裁判官以外の」他の裁判官によって任命されることも可能になった。彼らは、たしかに市民であり、多くの場合退職者である。しかし、われわれは、市民とは呼ばないことにする。何故なら、この制度は、いまだ限られた実績しかあげていないし、任命される勸解人の大多数は、法律関係または裁判関係の職に就いていた者から選ばれるからである。

裁判手続に入る前に必要的または任意的に係属し、あるいは特定の訴訟で裁判官を補助するため、裁判官によって係属させられる一連の勸解委員会についても、市民性を強調しないことにしよう。同委員会は、たしかに、市民よって構成されている。その一部は非営利団体を代表し、他のメンバーである公務員は、彼らの属する行政部局を代表する。しかし、勸解委員会の行政的性格からみて、ここで分析されるムーブメントとは、かなりの径庭がある。他方で、消費者や賃借人の保護のために介入する一部の委員会を除き、和解所に設置された委員会は非常に少ない。

最後に、英米のオンブズマン制度に倣って、フランスが一九七三年に導入した「共和国行政斡旋官」(mediateur de République)、そして一九七八年法によって、県の代理人を「斡旋官」に付けることが認められたことを指摘しておく。ここでの問題は、市民と行政の間の仲介(者)であり、司法作用への市民参加ではない。しかし、ここでフランス法が、初めて調停(médiation)という表現を用いたのであり、この調停は多大の成功を収める。

今日の調停一和解(médiation-conciliation)、あるいは賠償による調停(médiation-réparation)ともいわれるこの方法は、完全に準司法のムーブメントを体现するものである。事実、その目的はつねに同じで、和解にいたることで訴訟を避けることである。しかし、調停という点を強調する、二つの新しい特徴が、革新された制度にさらなる成功をもたらした。

その第一は、紛争のより早い段階の介入、すなわち司法的介入と比べ早期に介入が行われることであり、それによって、現場の状況に近いところでの介入となった。第二は、調停人 (Mediator) と命名された第三者である介入者がより積極的な役割を担い、心理学の研修を含む研修を受けることになったことである。

最初の経験〔実験〕は、八〇年代半ばにおいて、民法の分野、とりわけ家事紛争および保護を要する少年に密接に関連する分野ではじまった。職業裁判官が、一定の団体ないし部局に調停の試みを依頼する慣行が生まれた。それらの団体等は、紛争当事者が相対し、可能であれば当事者間で、後に裁判官が確認する解決策を見出すために有用な技術について、十分な研鑽を積んでいた。その後、この慣行は、先の一九九五年二月八日法によって認可され、若干の規制(当事者の同意の必要性)を受けることになった。

このような動き「調停の立法化」は、直ちに軽微犯罪、とりわけ初犯者および少年犯罪者の処遇にも拡張された。これらの試みは、都市部で発達し、そこでは団体組織が共和国検事の同意と弁護士会の支援を受けて活発に活動した。その理念は、「行為者が同意し、被害者の受け入れる賠償は刑事賠償というに値し、初犯者が裁判所および有罪判決など司法〔裁判〕を体験するのを避けることを可能にする」ところにある。法的な面では、その実践は訴追以外の選択肢を望む検事局の参加を前提にしている。社会学的にいうと、「それ〔実践〕は、裁判所をでて犯罪地および、いずれにしても住居地にでかけていく必要に応えるものである」<sup>(34)</sup>。その最初の承認は、刑法典四一条(七項)および少年犯罪に関する一九四五年二月二日オールドナンス(二二一条)を補完する一九九三年一月四日法によってもたらされた。次いで、一九九六年デクレが、刑法典一五一条から一五八条までによって、仲裁人の採用方法を明らかにした。<sup>(35)</sup>さらに、先に述べた一九九九年六月二三日法が、刑法典に新四一一条から四一四条までを追加し、他の可能性をもたらすことによって、技術的な面での見直しと補完が行われた。

この法律以降、その他の介入方法が共和国検事によって市民に付託されるようになった。それは、犯罪に対する反作用としてあらわれる処分のひとつで、「第三の途」(troisième voie)と呼ばれる。この表現の意味するところは、起訴便宜主義の下で、検察官は、起訴または不起訴という全か無かの二元的解決のほかに、今日別の解決法をもつにいたったということである。近年、検察官の関与は大きく変化した。一方で、この介入は「現実的時間のうち」に、電話で犯罪を知らされると、直ちに実施される。報告書によって知らされた後数週間を経て、というものではない。他方で、検事局は、方式に従った訴追を開始するか否かを直ちに宣言しない。その決定は、(比較的)簡易迅速に行われる介入の結果がでるまで停止されるのである。介入の実施は、多くの場合、犯罪行為者と被害者が、合意して物的および(または)精神的満足を追求するために面会することを前提にしている。

一般的に、介入者 (intervenant) は、裁判官や警察官ではなく(何故なら、この制度の目的が、彼らの負担を軽減し、別の顔を提示することにあるからである)、さらに、ソーシャルワーカーなどのプロフェッショナルでもない。彼ら介入者の研修および配置は、次第に団体の側で確保されることが多くなった(国家の任務免除も、経済化「合理化」のシノニムである<sup>(36)</sup>)。

これらの任務を列挙してみよう(調停を除く)。検事局の請求にもとづき、公訴権の決定以前に、法律の定める諸々の義務の喚起を執り行うこと、損害賠償を請求すること(刑訴法典四一一条)。行為者が成人で犯行を認めている一定の犯罪であること、およびそれ以外は同一の条件のもとで、必要に応じて、罰金を払う、共同体のための無償労働を行う、犯罪による被害を賠償する……などの処分をひとつまたは複数命じる「刑事的妥結」(composition pénale)を提案すること(刑訴法典四一一条)。共和国検事または少年裁判所の請求にもとづき、少年に対して、被害者の同意のもとで、被害者に関する援助または賠償の処分または活動、共同体の利益のための同様の処分または活動を提案するこ

と（一九四五年二月二日オルドナンス二二一一一条）。

私のポワチエ大学の同僚、ジャン・プラデルの論文の引用をして、結論に代えることにしよう。「もし誰かが、『第三の途』の性格を明らかにしようとした場合、直ちに気が付くことは、それが手続のない司法であり、しかし同時に、犯罪に対するひとつの解答である、ということだ。第三の途は、伝統的司法に背を向け、抜け道を通って回復的機能（fonction rétributive）を果たす。一九九九年の立法者は、紛争の沈静化を優先させるため、刑罰法規の適用をあきらめた。立法者は、とりわけ、加害者と被害者の架け橋ともいえる調停の場合に関して、刑事司法の民事的概念を承認した。それは、犯人と被害者の間の社会組織をあまり破壊せず、訴訟という重砲を用いないで亀裂を縫合できるという事実<sup>(37)</sup>に依拠して機能する。償いと紛争の沈静化、社会復帰というこれらの理念は、（……）アメリカ人が『損害修復的司法』（restorative justice）と呼ぶものである」。

## 2 間接的補助者

ここでは、この表現「間接的補助者」を、その是非はともかく、裁判官に属する諸任務から距離のあるものについて用いることにしよう。具体的には、被害者の受け入れ、被害者への情報提供、受刑者の家族、友人「恋人」の受け入れ、彼らへの情報提供、刑の執行を猶予された者の社会復帰の援助などである。これらの任務が、直接裁判官自身から発せられたものではないにしても、恐らく、広義における司法の公役務（service public）として、引き受けられるべきものである。実際には、今日までのところ、釈放された者に対する活動だけが、一九四六年に創設された保護観察及び釈放者援助委員会（CPAL）によって引き受けられている。この委員会は、一九九九年に、社会復帰及び保護観察矯正

局（SPIP）に改組された。そして、「刑事手続から」ひとたび完全に自由になった後は、彼らに援助の手をさしおけるのは、もっぱら民間諸団体であることも指摘しておく必要がある。

この諸団体は、七〇年代の半ばころから、被拘禁者への支援のための介入を、拘禁施設に面会に来る家族、友人「恋人」の受け入れにまで抜けた。受入れの内容としては、行刑施設の近くに待合室として確保した場所の提供、宿泊、子どもの世話、面会の約束、清潔な下着の交付……などがある。行刑「矯正」当局は、当初煮え切らない態度であったが、現在はこれらの活動の有用性を認めており、諸団体との接触は、ずっと以前から待望されていた一定の前進をもたらした。

さらに新しい動きとしては、いわゆる被害者援助諸団体による動きがある。ここにいう援助（*aid*）とは、辛抱強く聴くこと、有効な情報提供、心理的障害に対する専門家による配慮、しばしば必要となる追跡または同行などである。司法は、これらを全く怠ってきた。一再ならず、非営利団体によってイニシアティブがとられ、一再ならず、司法の側がそれらの提案の最善のものを受け入れた。結果として、非常に重要な発展がもたらされた。その及ぶ領域は多種多様で、性的侵害行為の被害者の受け入れ、性的侵害の幼児被害者の証言、集団的事故の際の即座の心理学的援助および法的援助、賠償手続の改善……などがある。

#### B—公訴の開始のために司法官と競合する市民

ここで、手続の古典的な概念である公訴権にたち戻ろう。公訴権は、確証された事実について有責であると判断された犯罪行為者に刑を適用するため、検察官という司法官によって行使されるもので（検事、検事補ともに、なお司法官

と呼ばれる)、検察官は、訴追裁量権という絶対的権限を有する。私訴権は、犯罪によって惹起された損害を賠償させるため、被害者によって行使されるものであり、被害者は、民事裁判所を選ぶか、刑事裁判所を選ぶかの選択権をもつ(刑事裁判所るとき、「私」訴と呼ばれる)。私訴権が刑事裁判所に対して行使されるとき、この私訴権は、より迅速にかつ最少の費用で賠償を受けることを可能にするのみならず、以下のような幾つかの刑事上の特権を享受することができる。すなわち、記録へのアクセス、予審行為への立会い、記録にもとづき公判廷において発言すること、一定の決定に対する不服申立、などである。

すでに述べたように、ここでの我々の関心事は、被害者による私訴権の行使が、公訴権を始動させ、検事局が積極的に訴権を発動せず、いずれにしろ公訴しないと決断していた場合にも、検事局に訴訟追行をさせることである。したがって、犯罪被害者であるすべての市民は、刑事裁判所に対して刑事訴権を行使できないにしても、少なくとも訴訟を開始させる権利は有する。一九〇六年の破棄院によって示された解決は、今日、刑事訴訟法典一条一項に立法化された。それによれば、「公訴権は、本法の定める要件のもとで、被害者もこれを提起することができる」。

諸団体によるこの権利の行使は、民主主義にとって本質的な問題をつねに提起してきたし、今なお提起し続けている。その問題に触れて、本報告を終えることにしよう。

刑事訴訟法典二条は、「犯罪によって直接生じた損害を一身的に受けた者」にのみ、私訴権を認めている。これは、もちろん、その財産、機能、名誉等を侵害された法人自身を排除するものではない。しかし、判例は、長きにわたって、法人が、自ら代表する団体の利益の名のもとで、すなわち、団体が守る職業的、道義的、社会的、人道的価値の名のもとで活動することに反対してきた。裁判官の見解によれば、ここでいう利益は一般利益 (*inter general*)、公の秩序に連なるものであり、それらは、検察官のみが訴追を開始するか否かの裁量をもつことによって、守られるのである、と。

裁判官のこのような抵抗にかかわらず、フランスの法律は、頻繁な法改正によって、最初は職業組合に（一九二〇年）、次に職業団体に、一九一五年には数多くの禁酒運動のアソシエーションに、四〇年代にはその家族のためのアソシエーションに、一九七二年には差別と闘う団体に、一九七五年には管理売春と闘う団体に、さらに一九七〇年代には、消費者保護団体、環境保護団体に、次いでごく最近では、人間の尊厳に関わる歴史的・哲学的領域の価値を保護するために設立された団体、具体的には反ユダヤ主義、戦争犯罪、人道に対する罪と闘う団体、拷問防止のための団体に、私訴権を認めてきた。私訴権の行使を認められたこれらの団体の一覧は、それぞれかなり多様な諸条件を付されたかたちで、刑法典二二一条ないし二二一六条によって示されている。この一覧表は興味深い。というのは、この表が、立法者の介入の通時的（chronologique）な観点を示しているからである。ただし、同種の法文が別の法典および法律にもあるので、刑法典の一覧は網羅的とまではいえない。

団体の私訴権がもたらす諸問題については、刑事訴訟法のすべての著書で扱われている。<sup>(39)</sup>ごく最近、議会事務局（Office parlementaire）が、これらの問題を取り上げ、一九九九年五月に国民議会および元老院議員に配布された報告書の中で立法の観点からの評価を行った。この報告書は、<sup>(40)</sup>交わされた論争を以下のように要約している。

反対派は、理論的、および実際的な論拠を展開する。理論的論拠として、彼らは、団体の私訴権が、一般利益の保護を任務とする検察官のイメージと効率性を害する、と。反対派は、「人民裁判の方向への逸脱および司法の分割の危険」を告発する。「均衡と公正の代理人として、検事局は、抑制を受けず、そして抑制不能な団体によって企てられる「行き過ぎた」訴権の噴出から保護する、最高の保証人である」。何故なら、競合する訴権は、苦痛や恐るべき感情の道具に変わりうるからである。本来主観的であるアソシエーションのある種のもものは、裁判官の面前で、もつとも衝撃的でドラマチックな事件のメディア化に助けられながら、「事実の」承認だけを追求する。そして他のアソシエーションは、

非常の高額の損害賠償にも無関心ではおれないかもしれない……。実際面では、同様に、各アソシエーションによる訴権が増大発展することによって、争訟の乱発を招き、裁判所の危険な混雑を生むであろうことが、強調される。要するに、「問題は、公訴権の乱発によって危険にさらされる、ある種の国王特権の擁護である。諸団体の刑事裁判官へのアクセスは、対抗勢力と感じられるのであろう」。

賛成派は、逆に、この対抗勢力を、刑事司法にとつて非常に有益なものと捉え、これを追求する。彼らにとつて、諸団体の訴権は、訴追当局の無関心、怠慢、あるいはたんなる職務の停滞を前にして、法遵守の実効性を担保するための有効な手段である。司法制度の非機能性という正当化を別にしても、賛成派は、また、諸団体の介入の教育的役割を前面におしだして強調する。実際、この介入は、メディアが報道するある種の事件に関する犯罪防止にとつて、非常に有効だからである。さらに、中間団体の役割を増進させ、承認する点について、民主主義的装置であるという議論も展開される。「諸団体の運動およびそれが生み出す団体訴訟は、たんに自由の装置としてだけでなく、連帯の道具としても解釈され（……）、そして社会の再構成と、より正確に言えば、国家の受けもつ部分と比べて自発性の部分が増大していることと結びついているのである」。

議会報告書が述べるように、「この一般的議論は、多くの哲学者によって激しく議論されている。彼らにとつて、数世紀来の西欧社会の発展は、公的領域と私的領域を隔てるカーソルの、前者の領域を侵食する方向への移動によって、あらわされる」。A・ガラボンとD・サラは、その著書のひとつで、「刑事手続の新しい主体」に一章を割いている。その主体の中に、彼ら「著者」は、「被害者の闖入」と被害者の諸団体をあげている。薬害エイズ事件のような事件を分析し、著者らは、次のように言う。「過失 [Error] に関するあらゆる参照も少しずつ「効を奏さず」消え去っていき、民法によつては責任者を発見できなかつたため、被害者らは、賠償を超えた正義を求めて、刑事裁判官の方に転じた」。

そして、それ以降重要なのは科せられる刑の重さではなく、「訴追という汚点、メディアのフラッシュのもとで予審に付される恥辱が真の制裁になる」。

我々の「同情的社会」の長所なのか、それとも短所か？

## 注

- (1) V. Jacques KRYNEN (sous la direction de), *L'élection des Juges. Etudes historique française et contemporaine*. Col.Droit et Justice, PUF, 1999. フランス法の歴史と比較法（スイス、アメリカ）に関するこの著書の叙述から、幾つか引用してみよう。「正しい民主主義的論理による唯一かつ真の正当化の方法は、選挙による任用である」「真の権力はすべて、正統性原則を援用しなければならない。正統性は、権力を確実なものにし、あるいは権力に後光を与えるような特質ないし保障の拠り所であってはならず、主権から発して権力を根拠づけるもの、すなわち、かつては宗教的な、今日では哲学的な『信仰』(croyances) のシステムにのみ基礎をおくべきである。王制下の神、民主制下の国民がそれである。フランス共和国においては、新体制にいたるまで、唯一の正統性原則は、選挙による国民の付託である。ただし、抽選に対する古典的選択を復活させる場合を除いてではあるが」。
- (2) Ouvrage précité, pp.17, 21 et s.
- (3) 本講演では、高等法院 (la haute cour de justice) や共和国法院 (la cour de justice de la République) など、いわゆる「政治」裁判所は、扱わない。これらは、議会の議員によって構成され、大統領および閣僚がその職務を行使する際に犯した犯罪を裁判する権限を有する。
- (4) Geneviève GUIDICELLI-DELAGÉ, *Institutions juridictionnelles*, collection Droit fondamental, PUF, 2e édition 1993 ; J.VINCENT, S.GUICHARD, G.MONTAGNIER et A.VARINARD, *La justice et ses institutions*, aux éditions Dalloz ; R.PERRROT, *Institutions judiciaires*, aux éditions Monchretien, H.ROLAND et L.BOYER, *Institutions judiciaires*, chez L'Hermès.....

- (15) *Quelle participation des citoyens au jugement des crimes ? A propos de la réforme de la cour d'assises*, travaux de l'Institut de sciences criminelles de Poitiers, volume 17, éditions Cujas 1997, bibliographie citée par le rapport introductif (G.GIUDICELLI-DELAGE et MASSÉ).
- (6) 幾つかの側面からみて、この裁判所 (cour d'assises) は、「会合を開く」 ("tient ses assises") と表現された控訴院に由来するものといえる。
- (7) 「陪審」(Jury) という言葉は、英語から採られた。しかし、英語の「jury」は、宣誓、司法上の捜査を意味する古フランス語の「jurée」に由来する。すなわち、「jury」とは、司法上の任務を負う、宣誓した人々の総体を意味するのである。
- (8) G.GIUDICELLI-DELAGE, paragraphe n° 198.
- (9) 第五級違警罪および軽罪も同様に、少年係判事によって裁判されることはある。ただしこの場合、少年係判事は、いかなる強制処分(身体拘束処分)も言い渡さない。
- (10) G.GIUDICELLI-DELAGE, paragraphe n° 273 et suivants. Maryvonne AUTESSERRE, *L'évolution française et l'échevinage au tribunal pour enfants*, Revue internationale de criminologie et de police technique, 2000, pages 183 et suivantes.
- (11) G.GIUDICELLI-DELAGE, paragraphe n° 157 et suivants. Jean HILAIRE, *Perspectives historiques de l'élection des juges consulaires*, ouvrage précité note 1, pages 137 et suivantes.
- (12) ラテン語の語源によれば、この表現は、「hommes "sages" et "probes"」(「賢明」で「高潔」な人々)を意味する。
- (13) 絹を専門にする製造・販売業者のことを指す。
- (14) 従前すでに「prud'hommes」という名をもっていた制度(一四六四年にルイ十一世によって創設された賢人衆 [prud'hommes pêcheurs] ないしパリ・シャトレに属する司法鑑定人)との関係は、語源的な点を除き、無視されるべきである。同様に、「同業者団体の誓約人」(「jurés des corps de métiers»)または「誓約職業役員職」(「jurandes») (ここに重罪陪審員と同じルーツを認めることができる)と呼ばれ、その役割は紛争を解決する裁判所よりは現在の労働監督官に近い「同業組合の役員」(「gardes de métiers»)との関係も、再検討されよう。リヨンの制度は、ナポレオンによって再興されているが、親方衆 (maîtres) によって構成された、治安と和解のための機関であった。
- (15) V. G.GIUDICELLI-DELAGE, manuel précité paragraphe n° 164 et suivantes, et rapport introductif au colloque organisé à Poitiers le

21 mai 1999 sur le thème: *Une juridiction originale en Europe: le conseil des prud'hommes ?* (à paraître), citant une étude de Marcel DAVID, "L'évolution historique des conseils de prud'hommes en France", Droit social 1974. Dans le même sens, V.Jacques BOUVERESSE, *Des élections malgré tout : l'histoire mouvementée des conseils de prud'hommes*, ouvrage cité note 1, pages 165 et suivantes.

- (16) *Ibid.*
- (17) かりに「ferme」(小作) というのは、農業用地 (exploitation agricole) を意味する古語である。
- (18) G.GIUDICELLI-DELAGE, manuel précité paragraphe n° 172 et suivantes. Paul OURLIAC, *Les tribunaux paritaires de baux ruraux*, ouvrage cité note 1, pages 223 et suivantes.
- (19) G.GIUDICELLI-DELAGE, paragraphe n° 172 et suivantes.
- (20) V.G.GIUDICELLI-DELAGE, paragraphe n° 54.
- (21) 前世紀において、結論について一部の労働者組合による検討がなされ得たとしても、しかし、命令的委任状 (mandat impératif) はまっぴらなかつた。これらの問題について、v.l'article de J.BOUVERESSE précité note 15.
- (22) 一九世紀における労働裁判所の商事裁判所への控訴、あるいは(郡の)農事貸借同教委員会が控訴裁判所として機能していた一九五八年までの区同教委員会のような、反対の解決が次第に消失した後のことである。今日残っている唯一の例外は、司法領域における例外控訴裁判所であるが、これは専門に関する国会委員会であり、社会保障の「専門的」紛争にしか関わらない点で非常に制限されたものである。
- (23) Journal officiel de la République Française 16 juin 2000, pages 9038 à 9063.
- (24) Pacte international relatif aux droits civils et politiques, 1986, article 14 paragraphe 5. Septième protocole à la convention européenne des droits de l'Homme, 1984, article 2 paragraphe 1.
- (25) V. les travaux de l'Institut de sciences criminelles de Poitiers cités supra note 4.
- (26) V. Anne WYVEKEINS, *L'insertion locale des juridictions vers une justice de proximité*, L'Hermès.
- (27) M.A.R.C. : modes alternatifs de règlement des conflits.
- (28) V. les articles de Denis SALAS et de Anne WYVEKENS dans "Le droit dans la société", numéro 288(octobre-décembre 1988) des

- Cahiers français, périodique édité par la Documentation française. V. également l'article de Hubert DALLIE dans *Ce qui a changé dans la justice depuis vingt ans*, numéro 1 de la Revue Justices éditée par Dalloz.
- (26) J.VINCENT et autres, manuel cité note 3, 4ème édition 1996, p.573.
- (30) G.GIUDICELLI-DELAGÉ, manuel précité note 3, paragraphe n° 31.
- (31) ただし、労働裁判所や離婚訴訟のように、法律によって和解が義務づけられている場合を除く。
- (32) V. la classification faite par le manuel de J.VINCENT et autres (précité notes 3 et 27) qui distingue, pages 33 et pages 566 et suivantes, les conciliations judiciaires, para-judiciaires (hiérarchiquement liées au juge ou organiquement dépendantes d'un juge) et les conciliations extra-judiciaires.
- (33) 最初の勸解人は、一九六八年に労働に関する集団的紛争のために任命された。
- (34) Jean VINCENT et autres, manuel précité notes 3 et 27, page 573.
- (35) V.Christine LAZERGES, *Médiation pénale, justice pénale et politique criminelle*, Revue de science criminelle et de droit pénal comparé 1997, pages 186 et suivantes.
- (36) 検事局は、「直接または委任によつて」(刑事訴訟法四一一一条)、「直接または資格を有する者を介して」(四一一二条)活動する。調停を行うための資格は、「すべての自然人または法人」(刑事訴訟法D一五一一一条は明文でアソシエーションに言及する)に付与されうる。調停人 (médiateur) として関与する自然人は、「以下の条件を満たさなければならぬ」。
- すなわち、「(1)職業として司法に関わる活動を行っていないこと、(2)有罪、無能力、失権の対象となつたことがないこと、(3)能力、独立、公平性が保障されていること」(D一五一一四条)である。少年に関する処分の執行は、「青少年司法保護局またはこの点に関する資格を有する自然人または法人の施設ないし業務に委託することができる」(少年非行に関する一九四五年二月二日オルドナンス「少年法」二二一条)。
- (37) 「Le ministère public」と題するこの論文では、一九五九年以来の検察の発展について簡潔な言及がある。Revue de droit pénal et de droit pénitentiaire 2000, pages 25 et suivantes.
- (38) V.Jean PRADEL et A.VARINARD, *Les grands arrêts du droit criminel*, tome 2, 2è édition Dalloz 1998, page 41.
- (39) 最も新しいものは、Serge GUINCHARD et Jacques BUISSON, *Procédure pénale*, éditions Litec, 2000, V. spécialement pages

401 et 411. また他の多くの文献の中で注目すべきものの一つとして Jean DANET, *Victimes et parties civiles dans le nouveau procès pénal*, *Revue juridique d'Ile de France (Maison des avocats à Versailles)*n° 35, décembre 1994-janvier 1995, pages 7 et suivantes.

- (40) Office parlementaire d'évaluation de la législation, rapport de Pierre ALBERTINI sur *L'Exercice de l'action civile par les associations*, *Journal Officiel de la République française, Documents parlementaires, Assemblée Nationale* (n° 1583) et Sénat (n° 343), mai 1999.
- (41) Antoine GARAPON et Denis SALAS, *La République pénalisée*, Débat avec Olivier MONGIN, Questions de société, Hachette, 1996.